

青少年健全育成条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 条例改正の趣旨

スマートフォンや公衆無線LANの利用によるインターネット接続が普及するなど青少年を取り巻くインターネット環境の変化に応じ、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律（以下、改正後の規定を「改正法」といい、改正前の規定を「旧法」という。）」が公布されたことを受け、これまで青少年健全育成条例（以下「条例」という。）で規制していた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（※）（以下「携帯電話事業者等」という。）に対する義務規定等について、改正法との整合性を図ると共に、青少年を取り巻くインターネット環境の変化に応じて条例の一部改正を行います。

※ いわゆる d o c o m o , K D D I , S o f t B a n k のほか、MVNOと呼ばれる格安SIMを取り扱う事業者も含まれます。

2 条例の主な改正点

(1) 義務規定にかかる携帯電話端末等の拡大

現行条例では、携帯電話事業者等に対する義務規定にかかる「携帯電話端末等」の定義について、旧法に準じて、携帯電話端末（スマートフォンを含む。）及びPHS端末としています。

これらの義務規定にかかる携帯電話端末等について、改正法により、携帯電話端末やPHS端末だけではなく、携帯電話回線を利用してインターネットを閲覧できる機器（新たに対象となる機器には、Cellular 機能付タブレット端末等が想定されます。）に拡大されることとなりましたので、条例においても、改正法に準じて対象機器を拡大します。

(2) 義務規定にかかる契約形態の明確化

現行条例では、携帯電話事業者等に対する義務規定にかかる「契約形態」について、旧法に準じて

○ 携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の締結又はその媒介等をする場合
としてしています。

この義務規定にかかる契約形態について、改正法により

- 新規の携帯電話回線契約時
- 機種変更・名義変更を伴う携帯電話回線契約の変更・更新時

と明確に規定されることとなりましたので、条例においても、改正法に準じて明確化します。

なお、現行条例では、一部の義務規定（※）について

- 保護者がフィルタリング不要申出をした際
- 旧型携帯電話端末からスマートフォンへの機種変更時

にその義務履行を定めていますが、「旧型携帯電話端末からスマートフォンへの機種変更時」については、改正法で定める機種変更時に含まれることから、条文表記上、改正条例から削除します。（実質上、現行条例と同様に義務は生じます。）

※ フィルタリングの必要性等にかかる説明等義務規定

※ Wi-Fi 回線接続機能付機器にかかる義務規定

(3) フィルタリングの説明等義務にかかる説明項目の追加

現行条例では、携帯電話事業者等に対し、青少年使用にかかる携帯電話インターネット接続契約に際し、保護者等を相手方として

- 青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生ずること
- インターネットの不適切利用により、犯罪を誘発し、犯罪による被害を受け、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあること
- 携帯電話事業者が提供できる青少年フィルタリングサービスの内容
- 保護者が法に基づきフィルタリングサービスの不要申出をするときは、携帯電話事業者に対し、条例に規定する書面を提出しなければならないこと
- 対象機器が無線 LAN 等回線対応の場合には、同回線接続により有害情報を閲覧等する機会が生ずること、それに対応したフィルタリングサービスの内容について説明すると共に、当該説明項目を記載した書面を交付するよう義務づけています。

これらの義務規定にかかる説明項目について、改正法により

- フィルタリング有効化措置（フィルタリングソフトウェアのインストールや OS の設定が想定されます。）の必要性及び内容

の説明が義務づけられましたので、この説明項目を改正条例に取り入れます。

また、フィルタリング有効化措置にかかる不要申出書の提出義務が追加されることから、現行条例の説明項目に同措置の不要申出書の提出義務がある旨を盛り込みます。

(4) フィルタリング有効化措置にかかる不要申出書の提出・保存義務の追加

現行条例では、保護者に対し、旧法第 17 条第 1 項ただし書によりフィルタリングを利用しない旨の申出をする時には、その理由等を記載した書面を携帯電話事業者に提出しなければならないとしています。

また、この義務規定を受けて、携帯電話事業者に対し、保護者から当該書面の提出を受けた時には、その書面等を一定期間保存しなければならないとしています。

この「フィルタリング不要申出に関する義務規定」に関連して、改正法では、携帯電話事業者等に対してフィルタリング有効化措置を義務づけると共に、ただし書により保護者による不要申出の規定がなされました。

これを受けて、改正条例では、「フィルタリング不要申出に関する義務規定」にフィルタリング有効化措置にかかる不要申出についても追加して義務づけることとします。

(5) その他

その他、改正法との整合性を図ると共に、インターネット環境の変化に応じて規定の整備を行います。

3 条例の改正時期

今年度中に条例（案）を議会へ提出予定